

令和4年度 第1回 野田市公契約審議会

○日 時 令和4年4月19日（火）

午後2時から

○場 所 市役所低層棟4階 委員会室

次 第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

野田市公契約条例の課題と今後の対応について

4 その他

5 閉 会

野田市公契約条例の課題と今後の対応について

1 条例制定の背景及び経緯

(1) 官製ワーキングプアの発生

平成5年のゼネコン汚職の発覚を機に、指名競争入札が談合の温床との批判が高まったことから、国が一般競争入札を本格的に採用することとしたことに伴い、全国的に一般競争入札が普及し、談合問題の改善に寄与した。

しかし、工事においては、公共工事の縮小政策に不況が重なり、平成21年度においては、ピーク時に比べ、建設投資額、建設業者数、就業者数がそれぞれ51%、84%、76%の規模に縮小した。その状況下において、過当競争、低価格落札、賃金低下、就業者減、後継者難の悪循環が続き、工事の質が保証できなくなるとともに量もこなせなくなっていた。

業務委託においても、低価格落札が繰り返され、行政側も安上がりは良いと見過ごしている状況で、その結果、現場で働く人の賃金にしわ寄せがされ、官製ワーキングプアが発生していた。

(2) 国の動き

提供されたサービスや財の品質の確保が問題になったことから、国は、平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を制定し、経済性に配慮しつつ価格以外の要素を考慮する総合評価方式の導入により、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を目指すこととしたが、下請事業者や業務に従事する労働者についての配慮がないため、低価格落札の問題は解消されず、労働者の賃金の低下の解決には至らなかった。

平成21年には、「公共サービス基本法」を制定し、公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等に関し、必要な施策を講じるよう努めることとしたが、具体的な動きは見られなかった。

(3) 公契約法の制定に向けた運動の展開

連合や全建総連等による公契約法制定に向けての働きかけがある一方で、市は、平成17年に全国市長会を通じて、国に対し、公共工事に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備を図ることを要望したが、具体的な動きは見られなかった。

2 条例の制定及び改正

公共サービス基本法が制定されたものの、国に具体的な動きが見られないことから、一つの自治体が条例を制定するだけでは問題の解決はできないことを承知の上で、公契約条例の効果は極めて限定的であるとの認識の下、国に法整備の必要性を認識させるため、平成21年9月に先導的に公契約条例を制定し、平成22年2月に施行した。

条例制定後、運用しながら順次拡充又は改正していくとの基本姿勢の下、職種別賃金の採用や条例適用対象範囲の拡大を行い、労働者の適正な労働条件の確保に努めてきた。

【適用範囲等の改正の変遷】

① 工事

時 期	内 容
条例制定当初 22年2月1日施行	適用範囲…予定価格1億円以上 最低額…公共工事設計労務単価の80%
23年9月 24年4月1日施行	適用範囲の拡大 …予定価格5千万円以上に引下げ
24年10月 24年10月3日施行	最低額の引上げ【25年4月1日適用】 …公共工事設計労務単価の85%に引上げ
26年9月 27年4月1日施行	適用範囲の拡大 …予定価格4千万円以上に引下げ

② 業務委託

時 期	内 容
条例制定当初 22年2月1日施行	適用範囲…予定価格1千万円以上の「施設の清掃業務」、 「施設の設備又は機器の運転又は管理業務」、「施設の 設備又は機器の保守点検業務」 算出方法…市一般職職員の給与を勘案
22年9月 22年9月30日施行	算出方法の改正 …勘案する事項に建築保全業務労務単価等の公的機関が 定める基準等、市が既に締結した契約に係る労働者の 賃金等を追加 適用範囲の拡大 …予定価格1千万円未満でも適正な賃金の水準を確保す るため特に必要があると認めるもの（「保健センター、 関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃業 務」） 職種別賃金の導入【23年4月1日適用】 …適用範囲の拡大を図っていく考えの下、適用範囲とし ている「施設の清掃業務」、「施設の設備又は機器の運転 又は管理業務」、「施設の設備又は機器の保守点検業務」 の3職種にそれぞれの最低額を設定
22年12月 22年12月22日施行	適用範囲の拡大 …「施設の電話交換、受付及び案内に関する契約」及び「施 設の警備及び駐車場の整理に関する契約」に適用

24年8月 24年8月13日施行	適用範囲の拡大 …「野田市文化会館の舞台の設備及び機器の運転に関する契約」（現在は指定管理に移行）及び「不燃物の処理施設の設備及び機器の運転その他の管理に関する契約」に適用
25年3月 25年3月27日施行	適用範囲の拡大 …「学校給食の調理及び運搬に関する契約」に適用
30年3月 30年4月1日施行	算出方法の改正 …清掃業務等の算出に当たり、千葉県法定最低賃金の上昇率を勘案 適用対象の追加 …市長が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要があると認めるものとして「本庁舎の空調用設備機器の保守点検業務」を追加

③ 指定管理

時 期	内 容
条例制定当初 22年2月1日施行	適用なし
24年10月 24年10月3日施行	全ての指定管理協定に適用、算出方法は業務委託と同じ

④ その他

時 期	内 容
25年9月 26年4月1日施行	水道事業管理者が締結する契約に適用
29年3月 29年4月1日施行	最低額に関する事項その他公契約に関する重要な事項について調査審議するため、野田市公契約審議会を設置

3 条例の効果

(1) 適正な賃金の支払

条例制定当初、業務委託については、職種別賃金は採用せず、施設の清掃業務、施設設備の運転管理業務、施設機器の保守点検業務のみを対象として最低額を829円と設定した。当時の千葉県における法定最低賃金を101円上回るものであり、清掃業務については、当時の賃金が法定最低賃金ギリギリの状況であったため、非常に効果があった。

しかし、施設設備の運転管理業務、施設機器の保守点検業務については、当時のそれぞれの賃金が法定最低賃金を大きく上回っており、実質的な効果が望めなかったことから、適正な労働条件を確保するため、職種別賃金を導入した。その後、職種を拡大し、それぞれの業務に見合う適正な賃金の支払に貢献できていると考えている。

(2) 他自治体への広がり

市では、地方が動いて国を動かすため、公契約条例の全国への広がりを期待し、条例制定後の平成 21 年 10 月に全国の市と区 805 自治体に、本市と同様の取組を行うよう呼びかけた。その結果、現在までに延べ 344 件の行政視察があったが、条例制定が困難である理由探しあるいは制定する気のない検討のための視察も多かった。

また、平成 26 年から 27 年にかけて、公契約サミットの開催を構想したが、賃金の最低額を定めず、公契約の理念のみを規定する自治体も多く、地方の足並みがそろわない状況であったため断念した。

現時点において、公契約条例を制定しているが、単に法定最低賃金以上の支払を求める条例や公契約の理念だけを規定する条例も多く、法定最低賃金を上回る賃金の最低額を設定している自治体は、令和 4 年 4 月 1 日現在で野田市を除き 24 自治体となっている。

4 現状と課題

上記 3 のとおり、一定の効果は挙げたものの、これまでの取組を通じて、一つの自治体で解決できるものではないことが改めて浮き彫りとなった。

また、近年は法定最低賃金の大幅な上昇が続くなど、職種別賃金を導入した当初から状況が大きく変化しており、制度運用において、課題が山積している。

(1) 職種別賃金について（業務委託及び指定管理）

- 職種間の差額の妥当性が定かではない。
- 最低額の設定方法が異なることにより、職種間のバランスが保てない。
- 法定最低賃金の大幅な上昇に伴い、特に、市の一般職の職員の給与を基準とする職種について、法定最低賃金の上昇率とリンクしていないことから、最低額が法定最低賃金を下回るおそれがある職種について、法定最低賃金の上昇率を乗じて設定したため、法定最低賃金を下回るおそれがない職種との間差額が縮小し、場合によっては職種間の逆転が生じ、職種別賃金の維持が困難となっている。
- 職種間のバランスを保つため、全ての職種について一律に法定最低賃金の上昇率と同率で上昇させることが考えられるが、野田市の財政負担が増加するだけでなく、事業者の負担が増加するとともに、事業者内の給与バランスが保てないなどといった影響が生じ、他自治体が公契約条例の制定や職種別賃金の採用を見送る要因となっているとも考えられる。
- 事業者が従業員を募集するに当たり、低い賃金で募集しても人が集まらないという状況もあり、市が設定している全 52 職種のうち、令和 3 年度に千葉県労働局が公表した求人賃金下限額の平均額（令和 3 年 4 月から 4 年 2 月までの 11 か月平均）が令和 3 年度の市が定める最低額を上回る職種は 37 職種で 7 割を超え、そのうち超過額が 30 円超となる職種は 26 職種で全職種のちょうど半数となっており、職種別賃金の効果が薄れている面もある。

(参考) 千葉県労働局求人賃金下限額と市が定める最低額の比較 (全 52 職種)

求人下限額が最低額を上回っている職種数	37 (71.15%)	求人下限額が最低額を下回っている職種数	15 (28.85%)
超過額 10 円以下	3 (5.77%)	不足額 10 円以下	2 (3.85%)
超過額 20 円以下	5 (9.61%)	不足額 20 円以下	1 (1.92%)
超過額 30 円以下	3 (5.77%)	不足額 30 円以下	0
超過額 30 円超	26 (50.00%)	不足額 30 円超 ※1	12 (23.08%)

※1 …求人下限額が最低額を 30 円超下回っている 12 職種のうち 8 職種は建築保全業務労務単価に基づき算出している職種

※法定最低賃金及び最低額の推移については別添 1 及び 2、最低額の上昇率と間差額の推移については別添 3、令和 4 年度最低額の設定方法については別添 4 を参照

(2) 事業者への影響

- 最低額が事業者における定期昇給の幅を超える額となった場合、過度の負担を強いることになる。
- 事業者から、「経験年数が多い職員との差が縮小してしまう」、「勤続年数が同じでも勤務先によって賃金に差が生じてしまう」、「職員間の縮小を回避するためには全体的に賃金を底上げしなければバランスが保てない」、「最低額を上回る賃金を支払うため、ベテラン職員を配置せざるを得ない」などの声が聞かれ、事業者の給与体系や人員配置にも影響を及ぼしている。

(3) 他自治体の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

- 野田市としては、賃金の最低額を定める条例の全国への広がりを期待していたが、法定最低賃金を上回る賃金の最低額を設定している自治体は、野田市を除き 24 自治体となっているが、大きな広がりとはなっていない。
- 法定最低賃金を上回る賃金の最低額を設定している 24 自治体 (野田市を除く) のうち、職種別賃金を導入している自治体は、野田市を除き 4 自治体のみであり、職種の設定は、3 種類から 8 種類と少なく、本市の取組とは異なっている。
- 条例は制定したものの、法定最低賃金以上の支払を定める条例 (17 自治体) や「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」などを基本方針として定め、賃金の最低額を定めない理念型の条例 (33 自治体) が見られる。また、公契約条例未制定のいくつかの自治体に、制定しない理由について聞き取りを行ったところ、「国が法制化すべき」、「事業者との調整が困難」といった声もあり、地方の足並みがそろっていない。

(参考) 公契約条例制定自治体の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	制定自治体 ※野田市を除く
賃金条項型条例	川崎市、多摩市、相模原市、渋谷区、国分寺市など 24 自治体
うち、職種別賃金の採用	4 自治体 (多摩市：8 種類、国分寺市：5 種類、足立区：3 種類、千代田区：8 種類)
法定最低賃金の支払を定める条例	奈良県、四日市市、大和郡山市、岩手県、京都市など 17 自治体
理念型条例	山形県、前橋市、秋田市、長野県、岐阜県など 33 自治体

※他自治体における賃金の最低額を定める公契約条例の運用状況については、別添5を参照

(4) 国の動き

公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等に関し、平成21年に、必要な施策を講じるよう努める旨を規定した公共サービス基本法の制定後、国において未だに具体的な動きは見られない。

平成30年7月に自民党本部で開催された「雇用問題調査会」の「公契約における適正な労働条件の確保について」の議事の中で、野田市が事例発表をした際、法整備を含めた国の支援を改めてお願いしたが、国では、法定最低賃金がある中で、二重の賃金設定に慎重な姿勢であった。

5 今後の対応

国は、法定最低賃金について、平成29年3月に決定した「働き方改革実行計画」において、年3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指すとしたことから、令和2年度を除き、年3%を上回る上昇が続いており、少なくとも令和6年度までは年3%程度の上昇が見込まれる。

法定最低賃金は引き上げられているが、給与体系全体の底上げを行う視点到に欠けているため、事業者が全体の底上げを行わない場合は、経験年数のある労働者と経験がない労働者との差額が縮小してしまうが、本来、法定最低賃金の引上げに伴い、全ての事業者において、給与体系全体の底上げを行うべきである。工事も含めた全ての職種について、最下限の最低賃金だけでなく、熟練者等の最低賃金も設定する形で最低賃金法を改正し、国がその実現に向けて中小企業への支援を行うべきであることから、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠であるとの原点に回帰し、国への働きかけに重点を置くべきであると考えている。

そのためには、一つの自治体だけで働きかけを行っても効果は期待できないため、地方の足並みがそろわない状況の中で、野田市と同じ方向性を有し、

法定最低賃金を上回る賃金の最低額を定める条例を制定している自治体が、それぞれの条例の限界を明らかにした上で、共同で国へ働きかけることが効果的である。

野田市は、職種別賃金を採用しているが、共同するためには、他の自治体と足並みをそろえる必要がある。職種別賃金は、「4 現状と課題」で前述したとおり、法定最低賃金の大幅な上昇に伴い制度の維持が難しくなっている、事業者の給与体系や人員配置に影響を及ぼしている、効果が薄れている面があるなど様々な課題が生じており、他自治体にも広まっていないことから、他自治体に合わせる形で職種別賃金を取り止めることとし、一つのみ最低額を設定することに改めたいと考えている。その上で、まずは、法定最低賃金を上回る賃金の最低額を定める条例を制定している自治体のうち関東地方に位置する17自治体と連携し、各自治体が抱える課題を共有して意見・情報交換を行った上で関係を構築し、共同で国への働きかけ、要望を行っていきたいと考えている。

(参考) 千葉県法定最低賃金と全国加重平均の推移 (見込み)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
法定最低賃金	895円	923円	925円	953円	982円	1,012円	1,043円
上昇率	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.00%	3.00%	3.00%
全国加重平均	874円	901円	902円	930円	958円	987円	1,017円
上昇率	3.07%	3.09%	0.11%	3.10%	3.00%	3.00%	3.00%

※4～6年度の上昇率は3.00%を見込む。

法定最低賃金及び最低額の推移

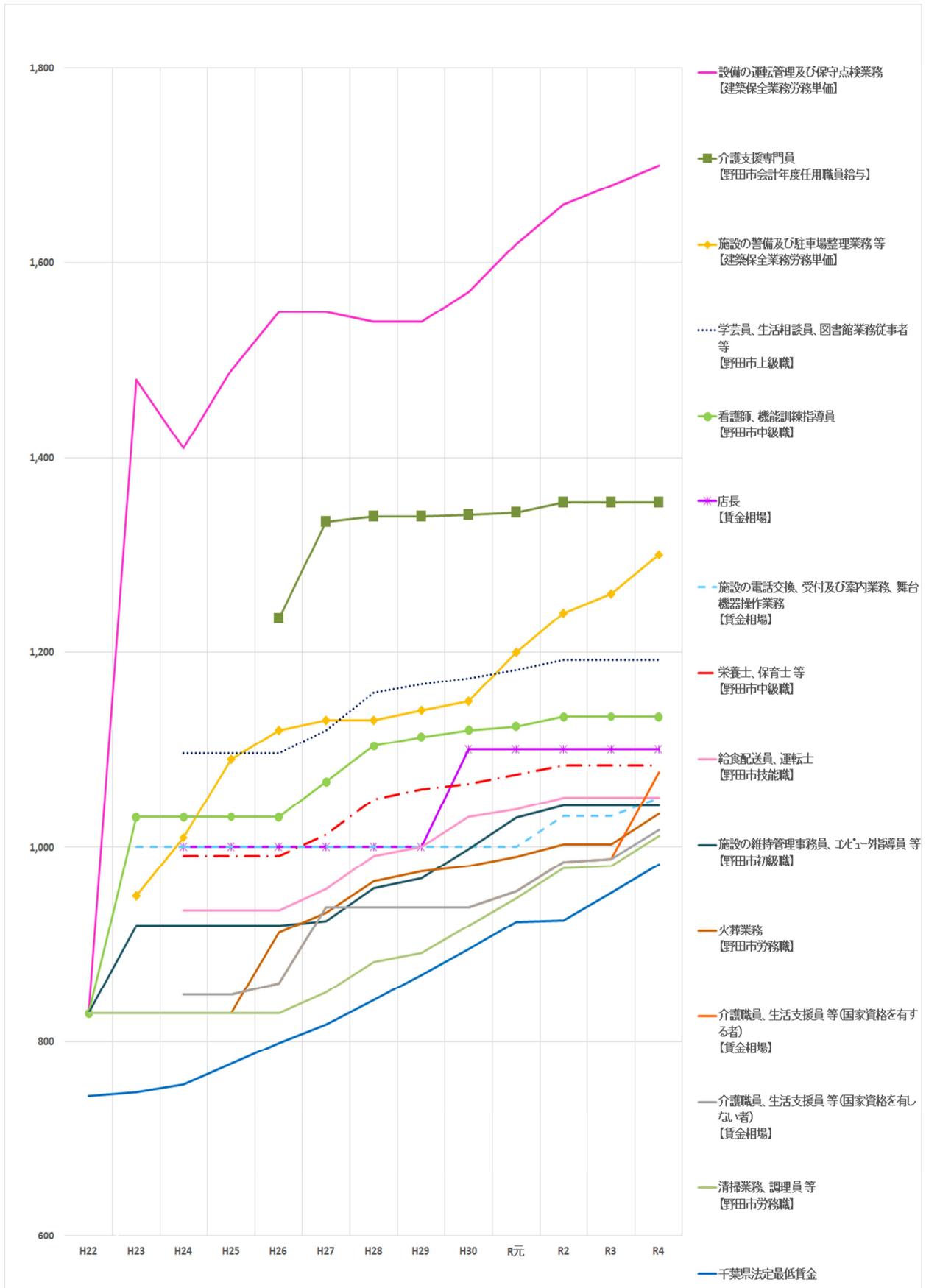
単位：円

職種 / 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
千葉県法定最低賃金 ※4年度は見込み	金額	744	748	756	777	798	817	842	868	895	923	925	953	982
	上昇額	16	4	8	21	21	19	25	26	27	28	2	28	29
	上昇率	2.20%	0.54%	1.07%	2.78%	2.70%	2.38%	3.06%	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%	3.03%	3.00%
設備の運転管理及び保守 点検業務【建築保全業 務労務単価】	最低額	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750
	最低賃金との差額	85	732	654	713	752	733	698	672	675	697	735	727	768
介護支援専門員 【野田市会計年度任用職 員給与】	最低額	-	-	-	-	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353
	最低賃金との差額	-	-	-	-	437	517	497	471	446	420	428	400	371
学芸員、生活相談員、図 書館業務従事者等 【野田市上級職】	最低額	-	-	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192
	最低賃金との差額	-	-	340	319	298	303	316	299	278	259	267	239	210
看護師、機能訓練指導員 【野田市中級職】	最低額	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134
	最低賃金との差額	85	283	275	254	233	250	262	245	225	201	209	181	152
施設の警備及び駐車場整 理業務等【建築保全業 務労務単価】	最低額	-	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300
	最低賃金との差額	-	202	254	313	322	313	288	272	255	277	315	307	318
店長 【賃金相場】	最低額	-	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	最低賃金との差額	-	-	244	223	202	183	158	132	205	177	175	147	118
栄養士、保育士等 【野田市中級職】	最低額	-	-	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084
	最低賃金との差額	-	-	235	214	193	196	207	191	170	151	159	131	102
給食配送員、運転士、施 設の電話交換、受付及び 案内業務、舞台機器操作 業務【野田市技能職】 ※1	最低額	-	-	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051	1,051
	最低賃金との差額	-	-	179	158	137	140	149	132	136	116	126	98	69
施設の維持管理事務員、 コンピュータ指導員等 【野田市初級職】	最低額	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043
	最低賃金との差額	85	171	163	142	121	107	116	100	103	107	118	90	61
火葬業務 【野田市労務職】	最低額	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003	1,034
	最低賃金との差額	85	81	73	52	114	116	123	107	86	67	78	50	52
介護職員、生活支援員等 (国家資格を有する者) 【賃金相場】※2	最低額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,077
	最低賃金との差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95
介護職員、生活支援員等 (国家資格を有しない者) 【賃金相場】	最低額	-	-	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018
	最低賃金との差額	-	-	92	71	62	121	96	70	43	32	60	35	36
清掃業務、調理員等 【野田市労務職】	最低額	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011
	最低賃金との差額	85	81	73	52	31	33	40	23	24	25	53	28	29

※1 施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務は、令和4年度から「給食配送員、運転士」に統合（従前は賃金相場により設定）
下段()内は、統合前の施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務の数値

※2 介護職員、生活支援員等は、令和4年度から国家資格を有する者と有しないものに区分

法定最低賃金及び最低額の推移



最低額の上昇率と間差額の推移

単位：円

職種／年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
設備の運転管理及び保守 点検業務【建築保全業 務労務単価】	最低額(円)	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680	1,750
	対H24比上年昇率	-	-	-	5.7%	9.9%	9.9%	9.2%	9.2%	11.3%	14.9%	17.7%	19.1%	24.1%
	直近下位との間差額	-	-	-	-	315	216	201	201	229	277	307	327	397
介護支援専門員 【野田市会計年度任用職 員給与】	最低額(円)	-	-	-	-	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353	1,353
	対H24比上年昇率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直近下位との間差額	-	-	-	-	139	214	181	172	168	161	161	161	161
学芸員、生活相談員、図 書館業務従事者等 【野田市上級職】	最低額(円)	-	-	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192	1,192
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.2%	5.7%	6.5%	7.0%	7.8%	8.8%	8.8%	8.8%
	直近下位との間差額	-	-	65	65	65	53	54	54	53	58	58	58	58
看護師、機能訓練指導員 【野田市中級職】	最低額(円)	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134	1,134
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	0.0%	3.5%	7.1%	8.0%	8.6%	9.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	直近下位との間差額	-	-	21	▲59	▲89	▲63	▲26	▲27	▲30	▲76	▲106	▲126	▲166
施設の警備及び駐車場整 理業務等【建築保全業 務労務単価】	最低額(円)	-	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260	1,300
	対H24比上年昇率	-	-	-	7.9%	10.9%	11.9%	11.9%	12.9%	13.9%	18.8%	22.8%	24.8%	28.7%
	直近下位との間差額	-	-	10	90	120	130	130	140	50	100	140	160	200
店長 【賃金相場】	最低額(円)	-	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	直近下位との間差額	-	-	9	9	9	▲13	▲49	▲59	35	26	16	16	16
栄養士、保育士等 【野田市中級職】	最低額(円)	-	-	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084	1,084
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.2%	5.9%	6.9%	7.5%	8.4%	9.4%	9.4%	9.4%
	直近下位との間差額	-	-	56	56	56	56	58	59	34	35	33	33	33
給食配送員、運転士、施設の電 話交換、受付及び案内業務、舞 台機器操作業務【野田市技能 職】 ※1	最低額(円)	-	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,032)	(1,032)	1,051
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.4%	6.0%	7.0%	10.3%	11.1%	12.4%	12.4%	12.4%
	直近下位との間差額	-	-	16	16	16	33	33	32	33	9	8	8	8
施設の維持管理事務員、 コンピュータ指導員等 【野田市初級職】	最低額(円)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043	1,043
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.5%	4.2%	5.3%	8.6%	12.1%	13.5%	13.5%	13.5%
	直近下位との間差額	-	-	71	71	59	▲14	20	30	60	75	58	55	▲34
介護職員、生活支援員等 (国家資格を有する者) 【賃金相場】 ※2	最低額(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,077
	対H24比上年昇率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.0%
	直近下位との間差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59
介護職員、生活支援員等 (国家資格を有しない者) 【賃金相場】	最低額(円)	-	-	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988	1,018
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	1.4%	10.6%	10.6%	10.6%	10.6%	12.6%	16.2%	16.5%	20.0%
	直近下位との間差額	-	-	19	19	▲52	5	▲27	▲37	▲43	▲35	▲18	▲15	▲16
火葬業務 【野田市労務職】	最低額(円)	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003	1,034
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	10.0%	12.5%	16.4%	17.6%	18.3%	19.4%	21.0%	21.0%	24.7%
	直近下位との間差額	-	-	0	0	83	83	83	84	62	42	25	22	23
清掃業務、調理員等 【野田市労務職】	最低額(円)	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981	1,011
	対H24比上年昇率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.5%	6.4%	7.5%	10.9%	14.4%	18.0%	18.3%	22.0%

※1 施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務は、令和4年度から「給食配送員、運転士」に統合(従前は賃金相場により設定)
下段()内は、統合前の施設の電話交換、受付及び案内業務、舞台機器操作業務の数値

※2 介護職員、生活支援員等は、令和4年度から国家資格を有する者と有しないものに区分

令和4年度最低額設定方法

区分	公契約条例職種	設定方法	最低額
野田市一般職の職員の給与に関する条例に定める額	労務 清掃業務 自転車等駐車場管理業務 調理員、給食配膳員、用務員 市民会館夜間管理員 駐車場・駐輪場整理業務 受付等事務補助 水泳場救助員・監視員 コミュニティ会館業務従事者 資料整理等学芸員補助員 計量業務員、生活支援補助 販売員、子育て支援員	平成29年度まで 給与額（地域手当含む）×12月÷2,015時間 平成30年度以降 最低賃金上昇率を乗じる ※給料表により算出した場合919円	1,011
	労務 火葬業務	令和3年度まで （給与額（地域手当含む）＋特別勤務手当）×12月÷2,015時間 令和4年度 従来と同じ設定では、1,003円で据え置きとなるが、清掃業務等に逆転されてしまうため、最低賃金上昇率を乗じる	1,034
	初級 （高校卒） 施設の維持管理事務員 コンピュータ指導員 水泳場管理業務（総括責任者） トレーニング室トレーナー	平成29年度まで 給与額（地域手当含む）×12月÷2,015時間 平成30年度及び令和元年度 最低賃金上昇率を乗じる 令和2年度以降 人事院勧告上昇率により算出 ※給料表により算出した場合995円	1,043
	技能 運転士、給食配送員 電話交換、受付及び案内業務 舞台機器操作業務	平成29年度まで 給与額（地域手当含む）×12月÷2,015時間 平成30年度 最低賃金上昇率により算出 令和元年度以降 人事院勧告上昇率により算出 ※給料表により算出した場合1,026円 ※舞台機器操作業務、電話交換、受付及び案内は令和3年度までは実際の賃金水準等を勘案していたが、令和4年度から技能職に統合	1,051
	中級 （短大卒） 栄養士、保育士、児童指導員 訪問支援員、相談支援専門員 児童厚生員	給与額（地域手当含む）×12月÷2,015時間	1,084
	中級 （短大卒） 看護師（准看護師含む） 機能訓練指導員	給与額（地域手当含む）×12月÷2,015時間	1,134
	上級 （大学卒） 管理栄養士、保健師 生活作業指導員 図書館業務従事者、学芸員 生活相談員	給与額（地域手当含む）×12月÷2,015時間	1,192
建築保全業務 労務単価	設備の運転管理及び保守点検業務 プラント保安要員、中央操作員 重機オペレータ、給食設備管理員	令和4年度建築保全業務労務単価・東京地区・保全技術員補に定められた金額の80%	1,750
	プラットフォーム作業員 施設の警備及び駐車場整理業務	令和4年度建築保全業務労務単価・東京地区・警備員Cに定められた金額の80%	1,300
実際の賃金水準等	店長	賃金相場を勘案	1,100
	介護職員、生活支援員、職業指導員 （国家資格有しない者） 支援員、手選別作業員	野田みどり会高卒初任給	1,018
	介護職員、生活支援員、職業指導員 （国家資格有する者）	令和4年度から新設 野田みどり会高卒初任給	1,077
	介護支援専門員	会計年度任用職員介護支援専門員の賃金単価	1,353
	手選別作業員（障がい者等）	千葉県法定最低賃金（令和3年10月発効） ※令和4年10月に改定があった場合はその金額に改定	953

他自治体における公契約条例の運用状況について

関東地方において、公契約条例を制定している15自治体の状況を確認した。

公契約条例の運用状況について ※詳細は別紙1のとおり

(1) 最低額の設定に当たり勘案する事項

川崎市、 <input type="checkbox"/> 多摩市、相模原市、厚木市、草加市、	法定最低賃金及びその他の事情
越谷市、目黒区	①法定最低賃金 ②会計年度任用職員給与
渋谷区、世田谷区、新宿区	職員給与
<input type="checkbox"/> 足立区、杉並区、江戸川区	会計年度任用職員給与
我孫子市	会計年度任用職員給与と法定最低賃金の平均額
日野市	業務・指定管理の適用なし
野田市	①一般職職員の給与 ②建築保全業務労務単価その他公的機関が定める労務単価の基準等（臨時職員給与等） ③市が既に締結した契約に係る労働者の賃金等 ④法定最低賃金

※は、職種別賃金を採用している自治体

(2) 長期継続契約及び指定管理協定における期間途中の対応

<input type="checkbox"/> 多摩市、渋谷区、厚木市、世田谷区、我孫子市、新宿区	当初の下限額を適用、法定最低賃金が下限額を上回った場合は法定最低賃金を適用
杉並区	当初の下限額を適用、法定最低賃金が下限額を上回った場合は法定最低賃金を適用 ただし、対応可能な事業者については、最新の最低額を適用、市の財政負担なし
草加市、目黒区	最新の下限額を適用、市の財政負担あり
川崎市、相模原市、 <input type="checkbox"/> 足立区、越谷市	最新の下限額を適用、市の財政負担なし
日野市	業務・指定管理の適用なし
江戸川区	長期継続契約については、契約年度の下限額を適用、指定管理協定については、各年度協定時の下限額を適用している
野田市	当初の下限額を適用、法定最低賃金が下限額を上回るおそれがある場合のみ法定最低賃金の上昇率を乗じて改定、市の財政負担あり

※は、職種別賃金を採用している自治体

(3) 各自治体における課題と対応について

別紙2のとおり

公契約条例を制定している15自治体における運用状況

自治体名	川崎市	多摩市【職種別賃金】	相模原市	渋谷区	厚木市	
施行年月日	H23.4.1	H23.12.22	H24.4.1	H25.1.1	H25.4.1	
制定当初	工事	予定価格6億円以上	予定価格5千万円以上	予定価格3億円以上	予定価格1億円以上で区長が特に必要であると認める工事	予定価格1億円以上
	業務	予定価格1千万円以上で次に掲げる5業種 ①警備(人的警備・駐車場管理) ②建物清掃 ③屋外清掃 ④施設維持管理 ⑤電算関連業務(データ入力)	予定価格1千万円以上で市長が別に定めるもの ①施設又は公園の管理業務 ②施設・下水道管渠等の清掃業務 ③街路樹等の維持管理業務 ④可燃物等の収集運搬業務 ⑤送迎バスの運行業務 ⑥子育て支援に関する業務 ⑦高齢者支援に関する業務 ⑧障がい者支援に関する業務 ⑨市長が特別に認めた業務 ⑨の令和3年度実績として、給食調理業務、給食配膳業務、図書館開館業務	予定価格1千万円以上で次の業務を含むもの ※倉庫等の警備、清掃、設備運転監視、案内業務	適用なし	予定価格1千万円以上の次に掲げるもの(労働者等に該当しない者のみを使用する者(自治会等)と随意契約を締結する場合は除く。) ①庁舎その他の建物(その敷地を含む。)における清掃、警備(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。)、駐車場管理、案内又は電話交換に関する契約 ②道路、公園その他の施設の清掃に関する契約 ③給食の調理に関する契約
	指定管理	全て	市長又は多摩市教育委員会が必要であると認めたもの 令和3年度実績として、駐輪場(永山駅、多摩センター駅東・西)、温水プール、総合体育館等体育施設、総合福祉センター、永山複合施設(ペル永山)駐車場	全て ※指定管理者が契約を締結する上記記載の業務も対象	適用なし	厚木市立老人憩の家を除く指定管理
	工事	川崎市公共工事設計労務単価の90% (条例・規則に具体的な率は記載なし。当初は90%、平成29年度から91%で設定している)	公共工事設計労務単価(二省単価)の90%	相模原市公共工事設計労務単価の90% ただし、「見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者」、「年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者」については、業務及び指定管理に適用する労働報酬下限額とする	公共工事設計労務単価(二省単価)の90%	公共工事設計労務単価(二省単価)の90%
	業務	生活保護基準とその他の事情を勘案して定める。	業務の種類及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる額(市長が別に定める期日までの間においては、生活保護水準を下回らない額)	審議会からの答申を受け、設定する額 (主に生活保護基準額を勘案)	適用なし	地域別最低賃金を勘案して決定
指定管理	業務と同様	業務と同様	業務と同様	適用なし	業務と同様	
条例の改正	平成28年3月24日施行 業務の下限額の額を定める際に勘案する額を生活保護基準から地域別最低賃金に変更 理由:最低賃金で働くよりも生活保護を受給した方が収入が多いといういわゆる逆転現象が解消されたため	平成29年4月1日施行 下水道事業管理者の追加 理由:地方公営企業法による (平成29年度に地方公営企業法を全部適用し、下水道事業管理者を設置)	平成27年4月1日施行 条例の対象となる契約の範囲の拡大 ・工事は、予定価格「3億円以上」から「1億円以上」に引き下げた ・業務は、予定価格「1千万円以上」から「500万円以上」に引き下げるとともに、「データ入力業務」及び「窓口受付業務」の契約を追加した 理由:条例の対象外となっている工事及び業務について賃金水準の実態調査を行ったところ、低い賃金が支払われているものがあつたため	平成27年3月1日施行 業務・指定管理を適用範囲に加えた。 理由:適用範囲の拡大のため	平成31年4月1日施行 対象業務に窓口受付を追加 理由:公契約条例制定時に行ったパブリックコメントで契約の対象となる範囲を拡大することについて意見があり、検討した結果、労働者に資格や免許が不要で、代替要員が多く存在し、毎年定期的に契約を締結する窓口受付を追加することとした	
	平成28年4月1日施行 業務の適用範囲に給食調理業務を追加 理由:作業報酬審議会からの意見、労働団体からの要望があつたため	平成30年12月25日施行 生活保護水準の表記の削除(算出方法の見直し) 理由:公契約条例の中に生活保護水準と表記している箇所があつたが、公契約条例が制定した当時は、生活保護水準と最低賃金の逆転現象があつたため、市長が別に定める期日までとして制定した。その後、生活保護水準と最低賃金の逆転現象は解消されたため	平成27年4月1日施行 条例の対象となる業務の労働報酬下限額の設定方法について、条例制定当初、主に生活保護基準額を勘案することとしたが、設定の基準を最低賃金額に変更した 理由:平成25年度において、最低賃金額が生活保護基準額を上回ることとなつたため			
		令和2年4月1日施行 指定管理施設の追加	平成27年4月1日施行 労働者の継続雇用の努力について、条例の対象となる業務のうち、継続性を有する契約に係る受注者は、当該契約の締結前から当該契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を継続して雇用するよう配慮することとする規定を設けた 理由:労働者の雇用の安定を図るため			
			平成27年4月1日施行 労働者派遣契約の取扱いについて、条例の対象となる契約としている労働者派遣契約について、業務と同様に条例に明文化する 理由:条例に明文化されておらず、疑義が生じる可能性があるため			
			平成27年4月1日施行 労働状況台帳に支払われた労働報酬額を記載するように様式を変更した 理由:条例制定当初の労働状況台帳では、労働報酬下限額以上の報酬が支払われていることが確認できない様式だったため			
			平成27年4月1日施行 条例の周知について ・名刺の大きさの周知用カードを市が作成し、周知用チラシの配布とともに受注者へ活用を促した ・条例の周知が行われたことを確認するため、受注者に対し、確認書の作成を依頼することとした 理由:条例の対象となる労働者にその内容が適切に周知されるようにするため			

公契約条例を制定している15自治体における運用状況

自治体名		川崎市			多摩市【職種別賃金】			相模原市			渋谷区			厚木市			
現行	適用範囲	工事	予定価格6億円以上 (当初から変更なし)			予定価格5千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格1億円以上 (当初は3億円以上であった)			予定価格1億円以上で区長が特に必要であると認める工事 (当初から変更なし)			予定価格1億円以上 (当初から変更なし)		
		業務	予定価格1千万円以上で次に掲げるa業務種 ①警備(人的警備・駐車場管理) ②建物清掃 ③屋外清掃 ④施設維持管理 ⑤電算関連業務(データ入力) ⑥給食調理業務 (給食調理業務を当初から追加)			予定価格1千万円以上で市長が別に定めるもの ①施設又は公園の管理業務 ②施設・下水道管渠等の清掃業務 ③街路樹等の維持管理業務 ④可燃物等の収集運搬業務 ⑤送迎バスの運行業務 ⑥子育て支援に関する業務 ⑦高齢者支援に関する業務 ⑧障がい者支援に関する業務 ⑨市長が特別に認めた業務 ⑩の令和3年度実績として、給食調理業務、給食配膳業務、図書館開館業務 (当初から変更なし)			予定価格1千万円以上で次の業務を含むもの ①庁舎等の警備・清掃・設備運転監視・案内業務 ②給食調理業務(デリバリー方式を除く) ③データ入力業務 ④窓口受付業務 (当初から②～④を追加)			予定価格1千万円以上で次に掲げるもの ①施設等の清掃業務 ②保育施設運営業務 ③給食調理業務 (当初は業務の適用がなかった)			予定価格1千万円以上の次に掲げるもの(労働者等に該当しない者のみを使用する等(自治会等)と随意契約を締結する場合は除く。) ①庁舎その他の建物(その敷地を含む。)における清掃、警備(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機操警備業務に関するものを除く。)、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換に関する契約 ②道路、公園その他の施設の清掃に関する契約 ③給食の調理に関する契約 (窓口受付を当初から追加。非公開希望のため要注意)		
		指定管理	全て (当初から変更なし)			市長又は多摩市教育委員会が必要であると認めたもの 令和3年度実績として、駐輪場(永山駅、多摩センター駅東・西)、温水プール、総合体育館等体育施設、総合福祉センター、永山複合施設(ベルプ永山)駐車場 (当初から変更なし)			全て ※指定管理者が契約を締結する上記記載の業務も対象 (業務と同様、業務の②～④を追加)			予定価格1千万円以上で次に掲げるもの ①施設等の清掃業務 ②給食調理業務 (当初は指定管理の適用がなかった)			厚木市立老人憩の家を除く管理 (当初から変更なし)		
	最低額(下限額)の設定方法	工事	川崎市公共工事設計労務単価の91% (条例・規則に具体的な率は記載なし。当初は90%、平成29年度から91%で設定している)			公共工事設計労務単価(二省単価)の90% (当初から変更なし)			相模原市公共工事設計労務単価の90% ただし、「見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者」、「年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者」については、業務及び指定管理に適用する労働報酬下限額とする (当初から変更なし)			公共工事設計労務単価(二省単価)の90% (当初から変更なし)			公共工事設計労務単価(二省単価)の90% (当初から変更なし)		
		業務	地域別最低賃金額とその他の事情を勘案して定める (当初は、生活保護基準を勘案していた)			業務の種類及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる額 (具体的には、最低賃金を基本として各職種のバランスを考慮して審議会で語る。当初は、生活保護水準を下回らない額と表記があった)			審議会からの答申を受け、設定する額 (当初は、主に生活保護基準額を勘案していたが、現在は、最低賃金を勘案している)			業務職の月給に地域手当を加え、12月を乗じて得た額を(2.015時間一祝日一有給休暇5日)で除して得た額 (当初は業務の適用がなかった)			地域別最低賃金を勘案して決定 (当初から変更なし)		
		指定管理	業務と同様			業務と同様			業務と同様			業務と同様 (当初は、指定管理の適用がなかった)			業務と同様		
	令和3年度の最低額(下限額)	業務	1,056円			公園管理業務、施設の樹木管理業務、法面維持管理業務 1,053円 街路樹の維持管理業務(街路樹等の補助作業員を除く) 1,060円 下水道管渠清掃等業務(補助作業員を除く)(下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務) 1,328円 可燃物等の収集運搬業務 1,073円 学校給食センター調理等業務 1,080円 学校給食配膳業務 1,080円 学校給食配膳業務 1,050円 上記以外の業務・指定管理 1,046円			1,059円			1,122円			1,045円		
		指定管理	業務と同様			業務と同様			業務と同様			業務と同様			業務と同様		
	適用件数	令和元年度	工事:11	業務:252	指定管理:208	工事:24	業務:68	指定管理:7	工事:36	業務:53	指定管理:20	工事:10	業務:39	指定管理:1	工事:10	業務:31	指定管理:1
		令和2年度	工事:16	業務:296	指定管理:209	工事:35	業務:64	指定管理:5	工事:35	業務:67	指定管理:3	工事:5	業務:39	指定管理:1	工事:8	業務:33	指定管理:3
		令和3年度(12月末)	集計中	集計中	集計中	工事:33	業務:66	指定管理:5	工事:26	業務:80	指定管理:19	工事:2	業務:39	指定管理:2	工事:10	業務:21	指定管理:0
	長期継続契約や指定管理における最低額の適用について		毎年定める最低額を適用する。人件費の増額は負担しない			初年度の最低額を継続する。最低賃金と逆転した場合は、最低賃金を遵守する			平成27年度以降は、毎年度設定する最低額を適用している。入札公告(募集)時に条例の対象であるため、人件費の増額を見込んで積算するように指示しているため、財政負担はしない			初年度の最低額を継続する。最低賃金と逆転した場合は、最低賃金を遵守する			初年度の最低額を継続する。最低賃金と逆転した場合は、最低賃金を遵守する		

公契約条例を制定している15自治体における運用状況

自治体名	足立区【職種別賃金】	草加市	世田谷区	我孫子市	越谷市	
施行年月日	H26.4.1	H27.4.1	H27.4.1	H27.4.1	H29.4.1	
制定当初	工事	予定価格1億8千万円以上	予定価格1億5千万円以上	予定価格3千万円以上	予定価格1億円以上	予定価格5千万円以上
	業務	予定価格9千万円以上で区長が別に定めるもの ①庁舎その他施設(指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。)における設備又は機器の運転又は管理の業務に関する契約 ②庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務に関する契約 ③前項に掲げるもののほか、区長が適当と認めた契約 ③の令和3年度実績として、総合自転車対策業務、個人番号カード交付関連業務、公園ほか2か所包括的民間業務	予定価格1千万円以上 ※業種の限定なし	予定価格2千万円以上(不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約を除く)	予定価格2千万円以上で規則で定めるもの ①庁舎その他の建物(敷地を含む。)における清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約 ②施設、施設の設備又は機器の運転又は保守点検その他の維持管理に関する契約 ③給食調理業務に関する契約 ④廃棄物又は資源物の収集運搬業務に関する契約 ⑤廃棄物処理、資源物処理又は終末処理に係る施設の運転又は管理運営業務に関する契約 ⑥剪(せん)定枝木、雑草等又は資源物の処分に関する契約 ⑦窓口業務に関する契約 ⑧プール開放業務に関する契約 ⑨移動図書館業務に関する契約 ⑩市所有車両の運転又は運行管理に関する契約 ⑪体育大会に関する契約 ⑫ファミリーサポート事業に関する契約	予定価格が1千万円以上で次に掲げるもの ①建物清掃業務 ②施設運転管理業務 ③食堂業務 ④放置自転車保管場所管理業務 ⑤相談支援業務 ⑥医療事務 ⑦設備保守管理業務 ⑧公園、街路樹等の維持管理業務 ⑨越谷市立病院院内保育室運営業務 ⑩越谷市立病院病棟保育業務 ⑪越谷市立病院整備業務 ⑫越谷市立病院電話交換業務
	指定管理	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定で、規則で定めるもの 規則では、区立公園、保育園、図書館、総合スポーツセンター地域体育館、温水プール、地域学習センター、文化ホール、文化芸術劇場、こども未来創造館としている	予定価格が1千万円以上	予定価格2千万円以上	指定管理料2千万円以上	委託料の上限額が1千万円以上の指定管理
	工事	公共工事設計労務単価(二省単価)の90% ※未熟練等 軽作業員の下限額の70%	公共工事設計労務単価(二省単価)を勘案し、草加市公契約審議会にて決定した額	公共工事設計労務単価(二省単価)の85%	公共工事設計労務単価(二省単価)の80%	公共工事設計労務単価(二省単価)の90% ※設計労務単価が設定されていない屋根ふき工、タイル工、建具工、建築ブロック工については、最後に設定された正式な設計労務単価に、現在までの設計労務単価の埼玉県平均伸び率を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。 ※見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等については、設計労務単価にある職種を基準とし、令和3年度の労働報酬下限額に一定の割合を掛けて下限額を積算する。(軽作業員の労働報酬下限額の80%)
	業務	区臨時職員単価(事務補助)	地域別最低賃金を勘案し、草加市公契約審議会にて決定した額	世田谷区臨時職員の賃金時間単価	臨時的任用職員(事務補佐員)の時間給と千葉県最低賃金額との平均額	「最低賃金額」「生活保護基準」「其他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案し設定
指定管理	業務と同様	業務と同様	業務と同様	業務と同様	業務と同様	
条例の改正		令和2年12月22日施行 入札及び契約手続における公正性、透明性を確保し、この条例を適切に運用するため設置する足立区公契約等審議会の委員数の増員 理由:公契約等審議会の調査、審議する事項の多様化、複雑化に対応できる人材を委員に委嘱するため	平成31年6月1日施行 条例に基づく公契約適正化委員会の委員の人数内訳に係る項目を改正 理由:諮問内容に応じて委員のメンバー構成を柔軟に対応できるようにするため	令和2年4月1日施行 業務に係る労働報酬下限額の算定根拠の改正 理由:会計年度任用職員制度の導入により、労働報酬下限額の算定根拠としていた臨時的任用職員(事務補佐員)の賃金をパートタイム会計年度任用職員の最も低い給料に変更したため	令和3年4月1日施行 (施行規則)履行状況等報告書 理由:押印廃止に伴う業者の印の廃止	
					令和3年10月6日施行 (施行規則)対象契約の範囲 理由:規模の大きなPFI事業を行うにあたって、PFI事業を適用範囲に入れたほうが良いと判断したため	

公契約条例を制定している15自治体における運用状況

自治体名		足立区【職種別賃金】			草加市			世田谷区			我孫子市			越谷市			
現行	通用範囲	工事	予定価格1億8千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格1億5千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格3千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格1億円以上 (当初から変更なし)			予定価格5千万円以上 (当初からPFI事業に係る契約のうち適用範囲に相当する部分を追加。当初の詳細は上記のとおり)		
		業務	予定価格9千万円以上で区長が別に定めるもの ①庁舎その他施設(指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。)における設備又は機器の運転又は管理の業務に関する契約 ②庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務に関する契約 ③前項に掲げるもののほか、区長が適当と認めた契約 ③の令和3年度実績として、総合自転車対策業務、個人番号カード交付関連業務、公園ほか2か所包括的民間業務 (当初から変更なし)			予定価格1千万円以上 ※業種の限定なし (当初から変更なし)			予定価格2千万円以上(不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約を除く) (当初から変更なし)			予定価格2千万円以上で規則で定めるもの (当初から変更なし。当初の詳細は上記のとおり)			(当初からPFI事業に係る契約のうち適用範囲に相当する部分を追加。当初の詳細は上記のとおり)		
		指定管理	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定で、規則で定めるもの 規則では、区立公園、保育園、図書館、総合スポーツセンター-地域体育館、温水プール、地域学習センター、文化ホール、文化芸術劇場、こども未来創造館としている (当初から変更なし)			予定価格1千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格2千万円以上 (当初から変更なし)			指定管理料2千万円以上 (当初から変更なし)			委託料の上限額が1千万円以上の指定管理 (当初からPFI事業に係る契約のうち適用範囲に相当する部分を追加。当初の詳細は上記のとおり)		
	最低額(下限額)の設定方法	工事	公共工事設計労務単価(二省単価)の90% ※未熟練等 軽作業員の下限額の77% (当初は、未熟練の率が70%であった)			公共工事設計労務単価(二省単価)を勘案し、草加市公契約審議会にて決定した額 (当初から変更なし)			公共工事設計労務単価(二省単価)の85% (当初から変更なし)			公共工事設計労務単価(二省単価)の80% (当初から変更なし)			(当初から変更なし、当初の詳細は上記のとおり)		
		業務	区会計年度任用職員単価(事務補助) (当初は、区臨時職員単価(事務補助)であった)			地域別最低賃金を勘案し、草加市公契約審議会にて決定した額 (当初から変更なし)			区職員の高卒初任給相当額(一時金を除く)の時間単価			パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び給料のうち最も低い額と千葉県最低賃金額との平均額 (当初は、臨時的任用職員(事務補佐員)の時間給と最低賃金の平均額であった)			「最低賃金額」「生活保護基準」「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案し設定 (当初から変更なし。令和3年は、最低賃金の上昇額と同額を足し、令和4年度は、令和3年度の会計年度任用職員(事務)の時給額と同額にしており、年度毎に上記や最低賃金を考慮して決定)		
		指定管理	・有資格者の保育士以外 区会計年度任用職員単価(事務補助) ・有資格者の保育士 上記に100円を加算した額			業務と同様			業務と同様			業務と同様			業務と同様		
	令和3年度(1時間当たり)の最低額(下限額)	業務	1,094円			956円			1,130円			928円(10月からは953円) ※令和4年度は957円 (928円×最低賃金上昇率1.0303)			987円		
		指定管理	・有資格者の保育士以外 1,094円 ・有資格者の保育士 1,194円			業務と同様			業務と同様			業務と同様			業務と同様		
	適用件数	令和元年度	工事:15	業務:6	指定管理:2	工事:8	業務:139	指定管理:16	工事:166	業務:406	指定管理:35	工事:5	業務:22	指定管理:6	工事:17	業務:28	指定管理:2
令和2年度		工事:18	業務:9	指定管理:9	工事:10	業務:127	指定管理:16	工事:123	業務:415	指定管理:35	工事:6	業務:23	指定管理:6	工事:25	業務:29	指定管理:2	
令和3年度(12月末)		工事:10	業務:7	指定管理:3	集計中	集計中	集計中	工事:84	業務:423	指定管理:35	工事:10	業務:27	指定管理:6	工事:13	業務:31	指定管理:19	
長期継続契約や指定管理における最低額の適用について		毎年度定める最低額を適用する。人件費の増額は負担しない			毎年度定める最低額を適用する。各担当課に翌年度の予定最低額を予算編成前に周知して、最低額を上回るように予算措置するように指示している			初年度の最低額を継続する。最低賃金と逆転した場合は、最低賃金を遵守する			初年度の最低額を継続する。最低賃金と逆転した場合は、最低賃金を遵守する			毎年度定める最低額を適用する。人件費の増額は負担しない			

公契約条例を制定している15自治体における運用状況

自治体名		日野市			目黒区			新宿区			杉並区			江戸川区			
現行	適用範囲	工事	予定価格1億円以上 (当初から変更なし)			予定価格5千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格2千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格5千万円以上 (当初から変更なし)			予定価格1億8千万円以上 (当初から変更なし)		
		業務	適用なし (当初から変更なし) ※令和4年度より、「予定価格が3千万円以上の廃棄物収集・運搬・再資源化の業務に関するもの」「予定価格が3千万円以上の子育て支援施設運営の業務に関するもの」「学校給食調理の業務に関するもの」を追加			予定価格1千万円以上で規則で定めるもの ①施設の総合管理業務 ②給食調理業務 (当初から変更なし)			予定価格1千万円以上 ※業種の限定なし (当初から変更なし)			予定価格1千万円以上で次に掲げるもの ①建物清掃業務 ②建物総合管理業務 ③学校用務業務 ④庁舎その他施設の警備業務及び巡回警備業務 ⑤庁舎その他施設の受付業務 ⑥公園清掃業務 ⑦給食調理業務 (当初から変更なし)			予定価格4千万円以上 ※業種の限定なし (当初から変更なし)		
		指定管理	適用なし (当初から変更なし)			規則で定める施設 (当初から変更なし。当初の詳細は上記のとおり)			全て (当初から変更なし)			令和2年8月1日以前に公募が開始されたものを除き、令和3年4月1日以後の日を期間の始期とするものから全て (当初から変更なし)			全て (当初から変更なし)		
	最低額（下限額）の設定方法	工事	公共工事設計労務単価(二省単価)の85% (令和元年度以降)			公共工事設計労務単価(二省単価)の90% ※熟練労働者・一人親方に当たらない労働者は、公共工事設計労務単価(二省単価)における職種(軽作業員)の70% いづれも公契約審議会での審議・答申により決定 (当初から変更なし。詳細は上記のとおり)			公共工事設計労務単価(二省単価)の90% (当初から変更なし)			公共工事設計労務単価(二省単価)の90% ※見習い・手元等の労働者は、1日(所定労働時間8時間)当たりの賃金を1万円とし、その額を1時間当たりの単価に換算した額(令和3年度は1,250円) (当初から変更なし)			公共工事設計労務単価(二省単価)の90%、その他事情を勘案して、労働報酬等審議会の意見を聴き決定する (当初から変更なし)		
		業務	適用なし (当初から変更なし)			公契約審議会での審議・答申による 令和3年度はパートタイム会計年度任用職員賃金の単価賃金及び東京都の最低賃金の上げ幅等を勘案して得た額 (当初から変更なし)			区職員の技能職が初任給として受けるべき給料月額に地域手当1.2を乗じた額に12月を乗じて得た額を年間総労働時間(1875.5時間)で除して得た額及びその他の事情を踏まえて得た額 (当初から変更なし。その他の事情は、人事院勧告、これまでの最低額の推移のほか、新宿区は予定価格2千万円以上の契約として業種を限定しておらず、中小企業が多いため、他の23区よりは低く設定して中小企業に配慮している。詳細はHPIに掲載されている審議会資料に記載あり)			杉並区職員給料表の会計年度任用職員(短時間・一般事務補助)を参考に1時間当たりの単価。 なお、下限額は、一律の単価を適用している。 (当初から変更なし)			会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する額(事務補助)、その他事情を勘案して、労働報酬等審議会の意見を聴き決定する (当初から変更なし。その他事情は最低賃金の上昇。令和3年度については、区会計年度職員事務補助と同額の1,050円)		
		指定管理	適用なし (当初から変更なし)			業務と同様			業務と同様			業務と同様			業務と同様		
	令和3年度の最低額(下限額)	業務	適用なし			1,080円			1,050円			1,083円			1,050円		
		指定管理	適用なし			業務と同様			業務と同様			業務と同様			業務と同様		
	適用件数	令和元年度	工事:5	業務:-	指定管理:-	工事:12	業務:15	指定管理:12	工事:12	業務:9	指定管理:0	工事:-	業務:-	指定管理:-	工事:-	業務:-	指定管理:-
令和2年度		工事:13	業務:-	指定管理:-	工事:14	業務:26	指定管理:12	工事:69	業務:259	指定管理:70	工事:-	業務:-	指定管理:-	工事:-	業務:-	指定管理:-	
令和3年度(12月末)		工事:1	業務:-	指定管理:-	工事:10	業務:31	指定管理:12	工事:58	業務:284	指定管理:70	工事:35	業務:165	指定管理:0	工事:0	業務:2	指定管理:0	
長期継続契約や指定管理における最低額の適用について		業務及び指定管理の適用なし			毎年度定める最低額を適用する。各担当課に翌年度の予定最低額を予算編成前に周知して、最低額を上回るように予算措置するように指示している			初年度の最低額を継続する。最低賃金と逆転した場合は、最低賃金を遵守する			初年度の最低額を継続する。最低賃金と逆転した場合は、最低賃金を遵守する。ただし、事業者が対応可能であれば毎年度設定する最低額を適用しているが財政負担はなし			長期継続契約については、契約年度の下限額を適用、指定管理協定については、各年度協定時の下限額を適用している			

他自治体における課題への対応について

●最低額と法定最低賃金の間差額の縮小について

渋谷区	業務委託の下限額は、一般職員給与を勘案し決定しているが、一般職員の給与の引上げがない一方、法定最低賃金は近年上昇率が高いことから、下限額の設定の考え方に工夫を要する。
我孫子市	委託の下限額は、2年度を除き、毎年、法定最低賃金との逆転が生じ、年度途中において法定最低賃金と同額となっている。算定根拠の一つである会計年度任用職員の最も低い額が法定最低賃金をベースに定められていることによるため、下限額の設定方法そのもののあり方について検討課題としている。

●複数年契約における対応について

多摩市	複数年契約において、契約締結時の下限額を適用しているが、業務の質の維持、下限額の法定最低賃金への近接等が課題であるため、賃金実態を検証し、最新の下限額を適用できないか検討する。
-----	--

●事業者の給与体系や人員配置への影響について

越谷市	下限額の適用対象以外の案件についても、波及効果として賃金の底上げが行われることも、条例の目的の一つであると考えている。
日野市	現時点では問題が生じていないが、4年度から委託に適用を拡大するに当たり、事業者向け説明会を行った際に事業者の給与体系等への影響があるのではないかとの声があった。

●会計年度任用職員の賃金との関係について

世田谷区	下限額を勘案し、会計年度任用職員の報酬改定を行っている。
越谷市	会計年度任用職員の賃金を勘案し、下限額を設定している。
日野市	4年度の下限額の設定に当たり、人事院勧告における賃上げがない一方で、法定最低賃金が大きく上昇したことにより、会計年度任用職員とのバランスを重視すると4年10月改定の法定最低賃金が下限額を上回る可能性が大きいため、会計年度任用職員は考慮しながらも、法定最低賃金を重視して設定することとした。

●国への働きかけについて

厚木市	国に対し、毎年、公契約に関する法整備を要望している。
越谷市	市長会への提言として、庁内で提言希望を挙げているが、採用されていない。

●事務負担の軽減について

川崎市	受注者・発注者双方の事務負担の軽減（作業報酬台帳の作成・取りまとめ・審査等）
多摩市	労務台帳は、受注者から提出される唯一のデータであるため廃止をすることはできない。様式については、適宜関係事業者の意見を聞きながら整理をしていくこととし、キャリアアップシステム

	の動向も留意しながら、台帳の簡素化について検討していく。
相模原市	現状の台帳は、労働報酬を記載する様式となっているが、台帳に記載された労働報酬が労働者に対して確実に支払われたかまでは、確認できていない。賃金台帳等の提出を求めることで比較することも可能だが、業者側と市側双方の大幅な業務負担の増大が見込まれるため、実施に至っていない。
厚木市	労働状況台帳に関して、提出する事業者と確認する市側に負担があるため、軽減するための対応が必要となっている。
足立区	労働台帳作成に対する事務負担の増の声、事業者から寄せられている。労働者台帳の事務に係る経費を発注時に見込んでほしいとの意見もある。
目黒区	労働台帳の作成提出が事業者側の負担となっていて削減又は簡素化が求められている。

◎その他の課題

●職種別賃金の設定について

	業務及び指定管理の下限額について、法定最低賃金や事業者の賃金実態を基に業務の質の確保が行える観点を加味し設定している。現在設定している職種以外に個別に下限額を設定する必要があるか検討する。
多摩市	工事における未熟練者の下限額について、軽作業員の下限額と市場の賃金実態等を総合的に勘案し設定しているが、より適切な設定方法を検討する。(平成27年度から、軽作業員の下限額の60%～70%の範囲内で設定。平成29年度は、市場の賃金実態等を総合的に勘案して設定。平成30年度以降は、2つの考え方を検討し、全体のバランスをみて設定。)
足立区	熟練労働者以外の労働者(見習い・手元)の基準の検討 業務委託における職種別の下限額の設定
我孫子市	審議会の委員(事業者代表)から、各業界の発展を考えるのであれば、業種別の下限額の設定の検討も必要ではないかとの意見が出ており、業種別の設定を導入するか否か課題としている。

●最低額の設定について

多摩市	工事の下限額について、前年度の公共工事設計労務単価を適用しており、単価が大幅に上昇・下落した場合、事業者の経営に影響することが考えられるため、同一年度とすべきかどうか中長期的課題として検討する。
相模原市	法定最低賃金を下限額の算定基準に設定していることから、全国的に見て高い水準にある神奈川県内の法定最低賃金にさらに上乗せした金額を下限額に設定しており、法定最低賃金との乖離も年々大きくなっていることから、市の財政負担が大きい。

●その他

川崎市	対象範囲の拡大についての検討
多摩市	業務及び指定管理について、高齢者雇用・就労の場の確保に影響する可能性があるため、60歳以上の労働者は対象外としているが、65歳までの雇用確保が法により義務化されたことから、特定の分野や業種で適用可能かどうか検討していく。
	総合評価落札方式において、下限額の順守と落札率については密接な関係があることから、今後も落札率の推移を確認する。
	落札率が80%を下回る案件では、下限額が公共工事設計労務単価の90%以上のため、事業者に利益が発生しないことも想定される。下限額の順守が可能な範囲となるよう、最低制限価格の設定をする必要があるため、下限額の順守と落札率については密接な関係があることから、今後も落札率の推移を確認する。
相模原市	工事請負契約は契約課が入札・契約執行を行うため、契約締結時に受注者に対して事務手続等の説明を行っているが、業務委託契約等は業務等の所管課が入札・契約執行を行うため、受注者等に対する説明が不十分となる場合がある。
渋谷区	条例の実効性や効果の検証が、自治体・事業者ともに負担となり、検証が難しい。
足立区	対象範囲の拡大
世田谷区	区に下限額遵守の担保のための立ち入り調査等の権限がない（条例で規定していない）ため、対応に限界がある。
我孫子市	公契約条例施行6年が経過する中、これまでの運用を試行的と捉えてきた面もあり、今後、条例の適用範囲の拡大や下限額のあり方（底上げ）について、その他条例に基づく取組などを検討しなければならない時期にあるが、目標をどの辺に置くのか暗中模索状態である。各自治体の方向性又は目標について把握していきたい。

※は、職種別賃金を採用している自治体